## (4)免税点

取得した不動産の課税標準となる額が、次の金額未満の場合には、不動産取得税は課税されない。

区	分	課税標準となるべき額
土地の取得		10 万円
家屋の取得	新築・増築・改築	1戸 23万円
	売買・交換・贈与	1戸 12万円

### 3. 不動産取得税の納付等

不動産取得税の徴収は、普通徴収による(申告納付ではない)。

# 3 固定資産税

固定資産税は、固定資産(土地、建物、償却資産)の所有者に対し、固定資産のある市町村が課す税金である。

## 1. 納税義務者

納税義務者は、賦課期日(1月1日)において登記簿に所有者として登記されている者である。ただし、①質権が設定されている土地については質権者が、②存続期間が100年を超える定めのある地上権の目的である土地については地上権者が、それぞれ納税義務者となる。

#### 2. 固定資産税の算定

## (1)計算式

課税標準 × 税率(\*) = 税額

\*標準税率は、1.4%である。

## (2)課税標準について

課税標準は、固定資産課税台帳に登録されている価格である。

この価格は、原則として3年間据え置かれ、3年ごとに評価替えが行われる。そして、納税者は固定資産課税台帳に登録された価格について不服があるときは、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。

#### (3)課税標準の特例

住宅用地については、税負担の軽減のため、課税標準の特例が定められている。